

みなと小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に係る基本方針

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめ防止などの対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止などの対策、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えていじめ防止などの対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ学校・保護者・地域、そして関係機関と連携していじめ問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人間関係のある児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

3 いじめの理解

いじめは、どの子にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くに児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わない」いじめであっても、何度も繰り返されたり多くものもから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されないようにすることが必要である。

4 いじめ防止等のための学校組織体制

本校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、いじめ問題に取り組むに当たっての中核となる「子ども支援委員会 いじめ対策部会」を設置する。

① 構成メンバー

校長 教頭 教務主任 生徒指導部長 校内特別支援コーディネーター
養護教諭 当該学年主任 当該学級担任
※必要に応じて外部の専門家を要請する

② いじめ対策委員会の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や問題行動などに係る情報収集と記録、共有
- ・いじめの疑いのある情報があったときには、緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、

関係児童への事実関係の等聴取、指導支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等

5 いじめ防止に向けた取組（未然防止）

いじめは、どの子にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止が必要であり、児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、児童を取り巻く関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

① 授業改善

- ・全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ・わかる授業づくり
- ・授業公開し境界に観点からだけでなく、生徒指導の観点からも参観し合う

② 学習規律の徹底

- ・挨拶、姿勢
- ・話し方、聞き方、ノートの取り方
- ・話し合いの仕方
- ・学習準備、机上、机の中、
- ・学習道具、持ち物 等

③ 豊かな人間関係づくり

- ・学年、学級での友人関係、集団づくり
- ・異学年交流
- ・社会体験や生活体験
- ・大人達とのよき出会い、交流
- ・教職員と児童との信頼関係の構築

④ 道徳の時間の充実

- ・いじめはいけなないことであるということの全学年における計画的な指導
- ・思いやり、信頼、友情、生命尊重等の内容充実
- ・教え込むのではなく、学んだことから自分自身を振り返らせること、自分を見つめさせることができる指導

⑤ 児童活動の推進

- ・いじめ問題への取組について意義を理解し主体的に参加できる活動
- ・あいさつ運動、全校集会、縦割り活動、委員会活動
- ・むろらん子どもサミットとの連動

⑥ インターネット等を通じての行われるいじめ防止

- ・インターネットや携帯電話等情報モラル教育の充実
- ・ネットパトロールの実施

⑦ 児童への啓発活動

- ・子ども理解支援ツール「ほっと」の活用

- 各種啓発資料の配付、指導
- 教育相談の充実

⑧ 家庭・地域への啓発活動

- 学校便り、学年・学級便り等各種通信、道教委作成資料等による啓勝
- 参観日、懇談会等による啓発
- 地域、安全推進協議会や青少年健全育成協議会などと連携した啓発

6 いじめの早期発見のための取組（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

- ① 定期的なアンケート調査の実施（学期1回、年間3回）
- ② 小さなサインを見逃さないための日常からの児童理解（気づき、共有、対応）
- ③ 子ども理解支援ツール『ほっと』の活用
- ④ 欠席児童の把握と予防的対策
- ⑤ いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックリストの活用（次頁参照）
- ⑥ いじめ防止等のための校内研修の充実

いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックリスト

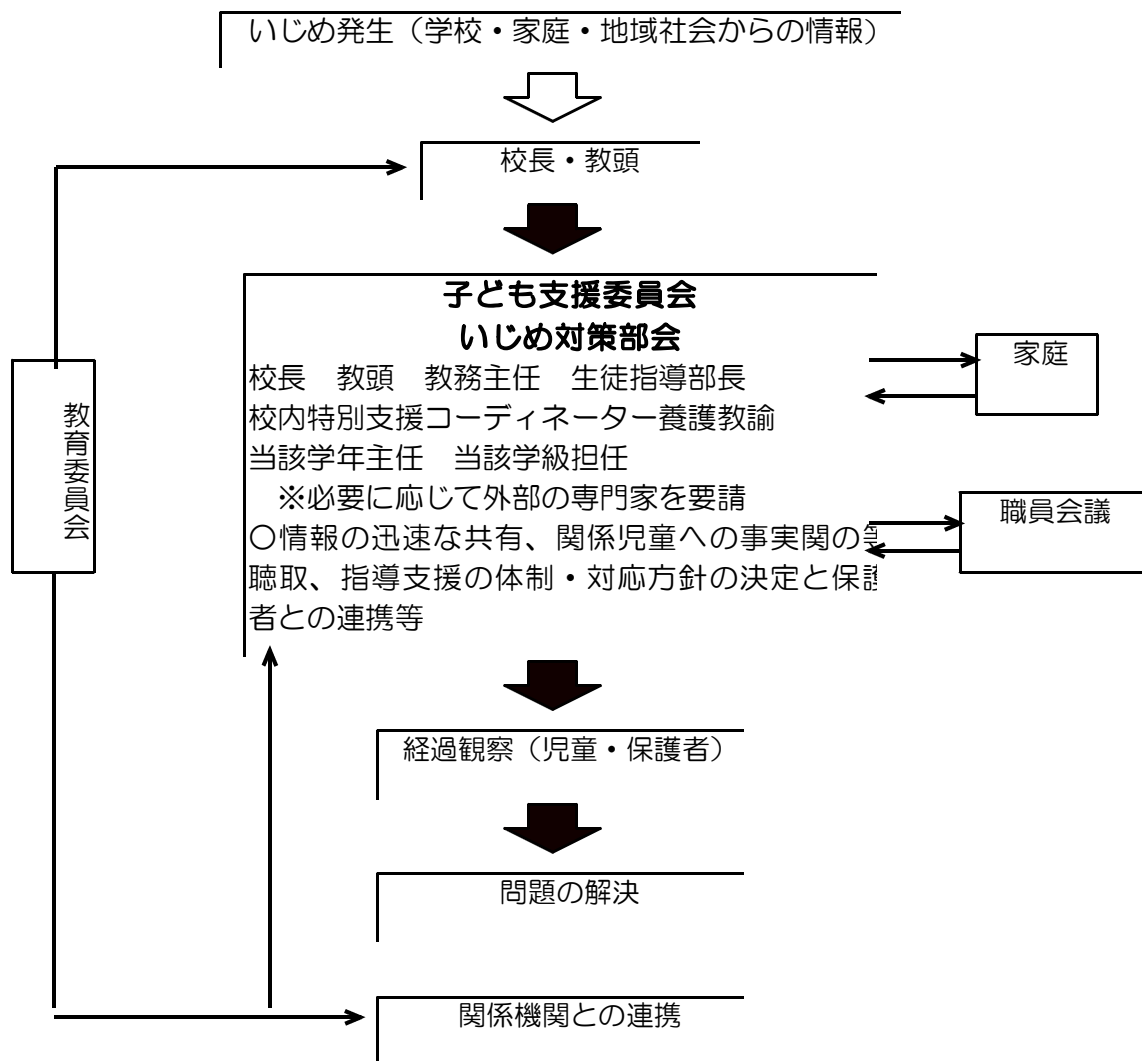
いじめは複雑化、潜在化しており、大人からは大変見えにくくなっています。しかし、いじめられている児童生徒は何らかのサインを発しているものです。1日の学校生活を時系列で7分割して、「いじめ」等の人間関係を早期発見するための「チェックリスト」を作成いたしました。

時系列	子どもを観るポイント	メモ
①登校時から朝の会	遅刻、欠席、早退が増えた。	
	いつも一人で登校する。朝早く登校する。友達と登校しても表情が暗い。	
	朝の挨拶や健康観察の返事に元気が無い。朝から体調不良を訴える。	
②授業	教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。	
	学習意欲が急に低下したり忘れ物が増える。発表をためらう。	
	発表をすると冷やかしの笑いや野次が起きる。【反応が無い、無視される】	
	机、教科書、ノートなどに落書きをされたり、汚されたりしている。	
③休み時間	ペアや班で活動するとき、机を離されたり、避けられたりする。	
	用も無く廊下を歩き回ったり、職員室に頻繁に顔を出すようになる。	
	一人でポツンとしている。一人で寂しそうに教室にもどってくる。	
	トイレ内で、複数の子も達に囲まれている様子が見られる。	
④給食	遊んでいるとき、特定の相手に必要以上に気を遣う。	
	プロレスごっこなどで、技をかけられている事が多い。	
	意図的な配り忘れや不平等な配膳。配膳をすると、受け取ってもらえない。	
	おかわりをすると、周囲が目配せをしたり、クスクス笑いが起きる。	
⑤清掃	腹痛を訴える。給食を残す。	
	給食グループ内の会話に入れない。机を少し離される。	
	重い物や汚れた物を持たされることが多い。	
⑥帰りの会から下校	一人だけ周囲と離れて掃除をしている。	
	掃除担当の児童生徒が、特定の机や椅子に触れたがらない。	
	何かおきると責任を押しつけられたり、追及されることが多い。	
⑦その他学校生活全般	帰りの会が終わると、急ぐように下校する。【なかなか下校しようとしめない】	
	下校中、鞆持ちをさせられていることが多い。	
	急に部活動や少年団等をやめたい、変わりたいと言い出す。	
	グループ分けなどで、なかなか所属が決まらない。	
	衣服の汚れや擦り傷、打撲の痕等が見られる。【衣服に不自然なチョークの汚れ】	
	文字や作品等が乱雑になってきている。無気力な状態が見られる。	
	持ち物や掲示物にいたずらや落書きをされる。【無くなる、壊される】	
いろいろな活動で雑用をさせられる。人がいやがる仕事を押しつけられる。		
本人に気づかれないようなあだ名（隠語）で呼ばれている。		
※その他、各校で独自の項目を追加して下さい。		

7 いじめの対処（早期対応）

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携が必要である。

《いじめがあることが確認された場合の学校の対応》



○想定される内容

- ① 学校組織としての対応を図ること（並びにその周知）
- ② 被害児童支援
- ③ いじめる児童への指導・支援・対応
- ④ 他の児童への指導・支援・対応
- ⑤ 教育委員会への報告・連携
- ⑥ 保護者との連携・支援・助言・指導協力依頼
- ⑦ 関係機関との連携
- ⑧ 警察との連携

「いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる。このため、いじめの対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。」

- ⑨ 重大事態（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い。相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。等）の対応
 - ・市教委を通じて室蘭市長へ報告する。
 - ・設置者となる室蘭市教育委員会からの指示に従って、調査・報告等必要な対応を行う。

8 いじめの防止等に係る関係機関との連携

- ① 室蘭市教育委員会指導班
～いじめ対応に係る連携、重大事態の報告窓口～
- ② 室蘭市教育委員会青少年課
～少年補導、スクール児童館等～
- ③ 北海道教育委員会胆振教育局
～情報提供・相談～
- ④ 室蘭児童相談所
～情報提供・相談・通告等～
- ⑤ 室蘭警察署
～情報提供、相談、通報等～
- ⑥ 学校適応指導教室【くじらん教室】
～通室、訪問アドバイザー～
- ⑦ 港南地区子どもを守る安全推進協議会
～情報交換・啓発・見守り協力依頼～
- ⑧ 室蘭市教育研究所
～研修事業～
- ⑨ 法務局
～人権教育、相談、連携等～
- ⑩ 医療機関
～情報提供依頼、相談、連携等～

9 学校におけるいじめ防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を探検するとともに、いじめ防止等の充実を図る。

- ① PDCAサイクルによる評価・検証
- ② 学校基本方針の見直し
- ③ いじめ防止等の取組の学校評価への位置づけ